

### 区が災害対策即応本部を設置し、区立小・中学校に高台水害対応避難場所の開設が決定された場合

**全校・全園において休校・休園** \*休校・休園の期間は、避難場所を開設し、閉鎖後、教育活動再開の環境が整うまでとする。

〔教育委員会事務局・学校の対応〕

【休校・休園について】

○教育政策課は、休校・休園について学校連絡メール配信システムで保護者へ連絡する。

○教育指導課は、休校・休園について区ホームページに掲載する。

○学校・園は、休校・休園について学校ホームページ等で保護者へ連絡する。

【学校・園の再開について】

原則、避難所を閉鎖し、教育活動再開の環境が整い次第再開とする。

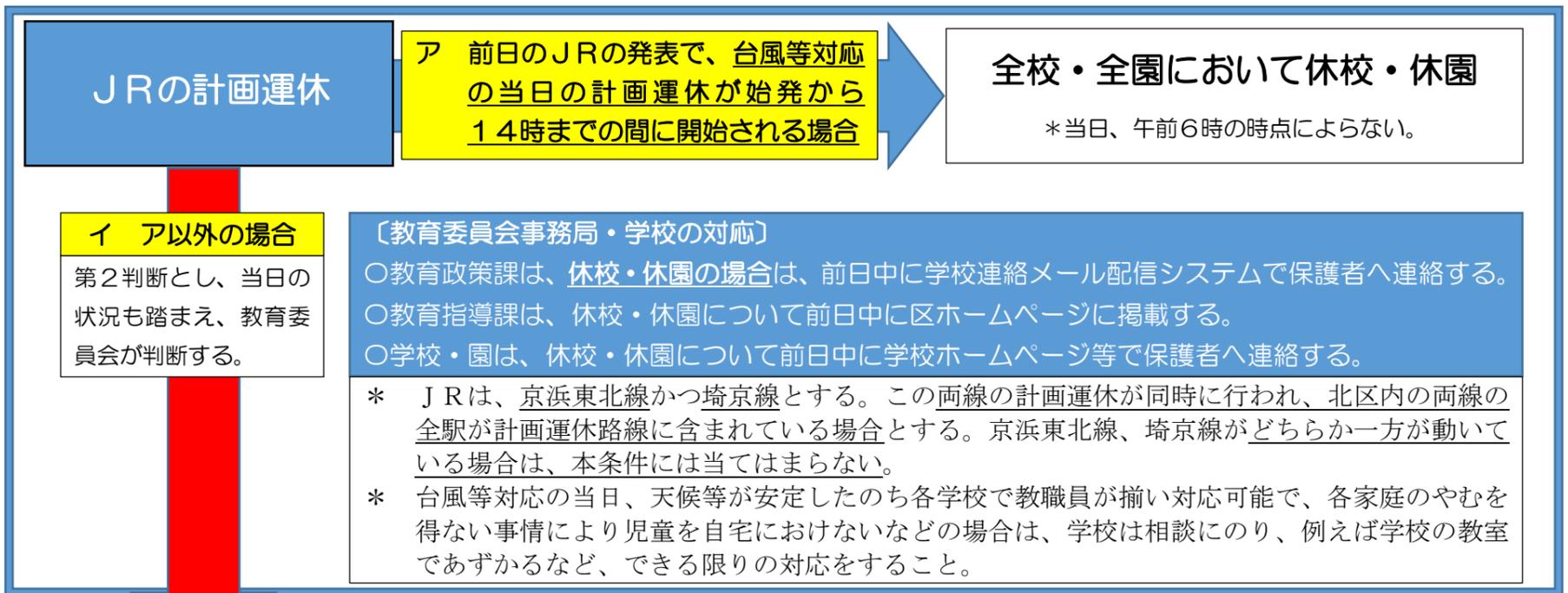
○教育政策課は、再開について学校連絡メール配信システムで保護者へ連絡する。

○教育指導課は、再開について区ホームページに掲載する。

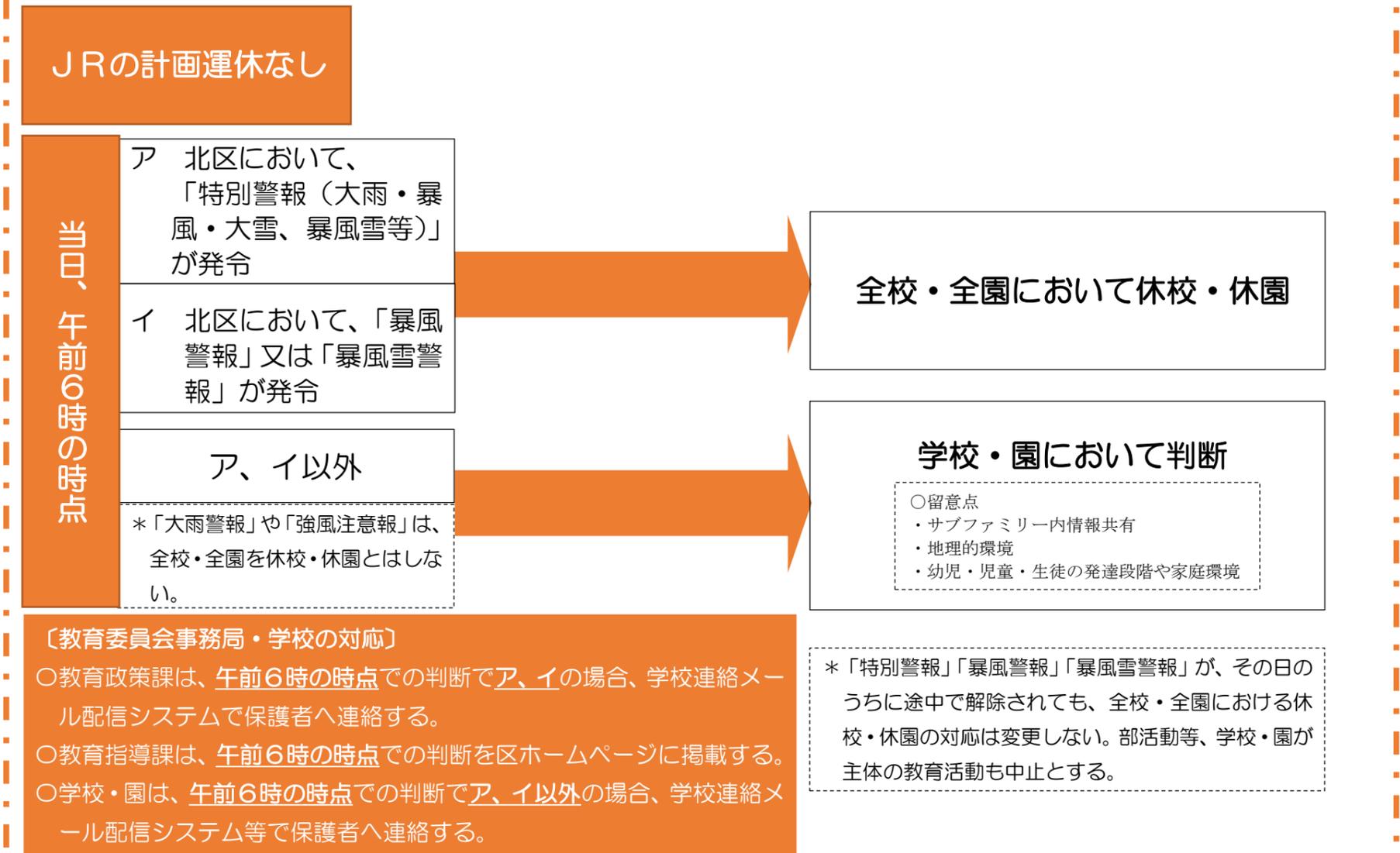
○学校・園は、再開について学校連絡メール配信システム等で保護者へ連絡する。

### 高台水害対応避難場所が開設されず、前日までに風水（雪含む）害の対応が必要な場合

#### 第1判断【前日】



#### 第2判断【当日】



\* 地震も含め、天候変更等による天変地異により「特別警報」が発令されるなどし、上記以外の対応が必須の場合は、教育委員会事務局と校園長会とで協議した上での判断を、全校園長宛て電話又は電子メール（携帯電話等含む）等で連絡します。